

次世代ユネスコ国内委員会の設置について（案）

令和 4 年 9 月 8 日

日本ユネスコ国内委員会

- 昨年 10 月に組織された次世代ユネスコ国内委員会について、その位置づけを明確にするため、本年中に設置に関する規程を定めることとする。
- 「次世代ユネスコ国内委員会に関する事項」については、日本ユネスコ国内委員会運営規則第 16 条但し書きにおける「特に指定された事項」とし、日本ユネスコ国内委員会運営小委員会にその議決権を委任することとする。

【参考 1】日本ユネスコ国内委員会運営規則（抄）

(議決権の委任)

第十六条 法第十七条の規定により、国内委員会の会議の議を経ることができない場合、国内委員会の議決を必要とする事項のうち、前条第二号、第三号(政府の職員である委員の補欠の委員の推薦に関する事項を除く。)及び運営小委員会の委員の指名に関して行う議決に関する事項を除き、運営小委員会又は運営小委員会と他の小委員会との合同の議決をもつて国内委員会の議決とすることができる。但し、国内委員会の会議の議決により、特に指定された事項については、この限りではない。

【参考 2】次世代ユネスコ国内委員会に関するこれまでの経緯

令和 3 年 3 月	第 148 回総会において、ユネスコ加盟 70 周年に関わる活動の一つとして、「ユースによる議論の場の設定」について議論。
令和 3 年 8 ~ 9 月	次世代ユネスコ国内委員会構成員の公募。
令和 3 年 9 月	第 509 回運営小委員会、第 149 回総会において次世代ユネスコ国内委員会の組織について事務局から説明。

令和3年10月	運営小委員会委員から選考の考え方に関する御意見を伺った後、事務局にて20名を選考。(応募数：152名)
令和3年10月末	次世代ユネスコ国内委員会 初会合
令和4年3月	<p><u>第510回運営小委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代ユネスコ国内委員会から、次世代が主体的・継続的に関わることのできるユネスコ活動について提言案を発表。 ・次世代ユネスコ国内委員会の活動期間を1年延長し、令和5年3月末までとすることが決定。 <p><u>第150回総会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代ユネスコ国内委員会の活動期間延長と活動概要について事務局から報告。 ・次世代ユネスコ国内委員会から提言案を発表。